



その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。
 ＊高齢者クラブ東風会 初心者麻雀部 様 (麻雀卓と牌)
 ◆管財課田 (☎042-460-9812)

傍聴 教育委員会

時 4月26日(火)午後2時
 場 防災センター
 内・定 行政報告^{ほか} 10人
 ◆教育企画課保 (☎042-438-4070)

教育委員の任命

3月30日の市議会で同意され、高橋ますみ氏と木村俊二氏が教育委員として任命されました。
 任期は3月31日～平成32年3月30日の4年です。
 ◆教育企画課保 (☎042-438-4070)

はなバス第4北ルート 北芝久保バス停について

4月1日から運行を開始した第4北ルートにおいて、当初予定していた9番「北芝久保」バス停は諸事情により、花小金井駅方面のバス停の設置を一旦取りやめることとしました。当面の間、田無駅方面のみのバス停となります。
 ◆都市計画課保 (☎042-438-4050)

南部地域協力ネットワーク 平成28年度 定期総会

よりよい地域づくりのため、南部地域(芝久保町を除く西武新宿線以南)の活動団体および住民の皆さんのご参加をお待ちしています。
 時 4月26日(火)午後7時
 場 田無庁舎2階
 ◆協働コミュニティ課保 (☎042-438-4046)

ごみの出し方ワンポイント

爆発の危険性や引火性のあるガスボンベ・ライターなどを不燃ごみに混入しないでください

2月12日と3月29日に、ごみ処理中の破砕機内で爆発事故が発生し機械設備を停止しました。今回の爆発事故で周辺扉などに変形が生じましたが、ごみ処理に関わる機械設備に大きな損傷はありませんでした。爆発の原因は、ごみに混入していたガスボンベなどの内容物が、破砕時に発生する火花に引火したと推定されています。粗大ごみ・不燃ごみ処理施設では、破砕前にコンベア上のごみから手選別で危険物などを除去していますが、袋に入った全てのごみの選別まではできません。爆発の規模によってはごみの収集・処理に多大な影響を及ぼす恐れがあります。



ガスボンベ・ガスライターは缶などの収集日にかごの脇へ半透明の袋で出すとともに、不燃ごみ・粗大ごみには絶対に混入しないでください。

◆小型家電の分別をお願いします
 「都市鉱山」と言われている小型家電の分別収集が始まって2年6カ月が経過しました。本市では平成26年度280tを回収することができました。市民の皆さんにはおおむねルールどおり分別いただいておりますが、石油ファンヒーター・大型キーボード・電子レンジなど粗大ごみ扱いになる大型の家電類が出されていることがあります。「ごみ分別辞典」「ごみ・資源物収集カレンダー」を参照してお出してください。
 ◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

中小企業事業資金融資あっせん制度

◆中小企業事業資金融資あっせん制度

☑中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん

□要件 ①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人
 ②資金の限度額^{ほど}(表1参照)

◆特別対策運転資金融資あっせん制度～申込期間が延長になりました～

☑昨年と比較して売上が減少している中小企業者および農業経営者への無利子の運転資金の融資あっせん

□要件 ①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人
 ②直近3カ月間の月平均売上額または直近1年間の売上額が、昨年の同期に比べ3%以上減少している
 ③資金の限度額^{ほど}(表2参照)

◆創業資金融資あっせん制度～特定創業メニューが加わりました～

☑市内で新たに創業することで中小企業者に該当することになる方や、創業から1年未満の市内中小企業者への創業資金の融資あっせん

□要件 ●新たに創業する場合
 ①個人は市内在住・事業所を、法人は本店または支店などを市内に設立する
 ②事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得
 ③事前に西東京創業支援・経営革新相談センターで経営診断を受けて創業計

画書を作成済み

④資金の限度額^{ほど}(表1参照)

●創業から1年未満の場合
 ①上記「新たに創業」の①・③に同じ
 ②資金の限度額^{ほど}(表1参照)

◆特定創業

☑創業支援計画に位置付ける本市の「特定創業支援事業」により支援を受け、証明書を取得した方への従来の創業資金よりも利率などが優遇された融資あっせん

□要件 ●新たに創業する場合
 ①個人は事業所を、法人は本店または支店などを市内に設立する

②事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得

③事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成済み

④資金の限度額^{ほど}(表1参照)

●創業から1年未満の場合
 ①上記「新たに創業」の①・③に同じ
 ②資金の限度額^{ほど}(表1参照)

□申込書類の配布

産業振興課(保谷庁舎3階)および取扱金融機関でも配布

※市HPからダウンロード可

※詳細は、申込書類をご覧ください。

申 平成29年3月31日までに、提出書類を産業振興課(保谷庁舎3階)へ持参

◆産業振興課保(☎042-438-4041)

表1 中小企業事業資金融資あっせん制度・創業資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金	設備資金 運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円
償還方法	元金均等月賦償還	
償還期間	5年以内 (据置6カ月以内)	7年以内 (据置6カ月以内) ※特定創業は据置12カ月以内
融資利率	年1.975%	
利子補給率	年0.995%	
借受者負担率	※特定創業は年1.395%	
	年0.980%	
	※特定創業は年0.580%	

表2 特別対策運転資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金
融資限度額	500万円
償還方法	元金均等月賦償還
償還期間	5年以内 (据置6カ月以内)
融資利率	年1.975%
利子補給率	年1.975%
借受者負担率	年0%

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室 田・保	月～金曜日 午前8時30分～午後5時

■専門相談(予約制)

□予約開始 4月20日(水)午前8時30分(★印は、4月6日から受付中)

□予約方法 希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話
 ※予約開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

問 田無庁舎2階市民相談室田(☎042-460-9805)
 保谷庁舎1階市民相談室保(☎042-438-4000)

内容	場所	日時
法律相談	田	4月27日(水)、5月6日(金)・12日(水)・26日(水)午前9時～正午 ※5月26日(水)は人権・身の上相談を兼ねる
	保	4月28日(木)は午前9時～正午で、人権・身の上相談を兼ねる 5月10日(水)・11日(水)・17日(水)午後1時30分～4時30分
人権・身の上相談	田	★5月26日(水)
	保	★4月28日(木)
交通事故相談	田	5月11日(水)
	保	★4月27日(水)
税務相談	田	4月22日(金)
	保	5月6日(金)
不動産相談	田	5月19日(水)
	保	5月12日(水)
登記相談	田	5月12日(水)
	保	5月19日(水)
表示登記相談	田	5月12日(水)
	保	5月19日(水)
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	保	5月9日(月)
	保	5月26日(水)
相続・遺言・成年後見等 手続相談	保	★5月13日(金)

お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

西東京創業支援・経営革新相談センターのご案内

◆特別相談(要予約)

中小企業診断士や税理士が、経営に関する相談などに個別対応します。

◆創業資金融資あっせん制度 事前診断

本制度の申込時に必要な経営診断を受け付けています。詳細は、お問い合わせください。

◆創業スタートアップ基礎セミナー

起業・創業の流れをはじめ、創業希望者が絶対に押さえておきたい基礎を説明します。セミナー終了後、質疑応答の時間もあります。

時 4月27日(水)午前10時～正午

場 西東京市民会館

定 30人(申込順)

申・問 西東京創業支援・経営革新相談センターHPから(☎042-461-6611)

シニア対象パソコン教室(5月)

①パソコンの始め方と入力(無料)

時 12日(水)午後1時～4時

②パソコン入門講座(全4回)

時 6・13・20・27日(金)の午前

③ワード初級講座(全4回)

時 10・17・24・31日(火)の午前

④エクセル初級講座(全4回)

時 10・17・24・31日(火)の午後

⑤パソコンの楽しい活用講座(月4回)

時 6・13・20・27日(金)の午後

内 インターネット・デジカメ^{など}

※⑤の詳細は資料をご請求ください。

□共通事項

時 午前：9時30分～正午

午後：1時30分～4時

場 シルバー人材センター東伏見教室

対 ①②以外は文字入力のできる方

定 各10人(申込多数の場合は抽選)

¥ ②～④8,000円 ⑤各回2,000円

申 ①～④は4月28日(水)、⑤は各回10日

前までに、往復はがきで希望講座名・受講日・住所・氏名・年齢・電話番号を問

へ

問 西東京市シルバー人材センター

(〒202-0021東伏見6-1-36・

☎042-425-6611)